時事新報定價

時事新報は毎號十面乃至十六面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號 貳錢五厘○一箇月 前金五拾錢○三箇月 前金壹圓四拾五錢○六箇月 前金貳圓八拾五錢○一箇年 前金五圓六十錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末一切休刊せず）

●前金 一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一 日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津 一箇月 金拾三錢
二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國 一箇月 金六拾錢
三 北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋 一箇月 金三拾錢
四 香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲 一箇月 金六拾五錢
五 露領浦鹽斯徳、清國諸港 一箇月 金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一回限	二日以上六日迄	七日以上
一行に付	十七錢	十六錢	十五錢

社説

市區改正を急ぐ可し

東京の市區改正事業は着手以來數年の久しきに亘れどもとかく捗取らず少しく觀を改めたるは場末の市街地もしくは燒跡の場所のみにして日本橋京橋等中央繁華の市區は依然舊の儘にして毫も改正の痕迹を認めず何ぞ其遲々たるや今日の日本は數年前の日本に非ず商工業の發達進歩全く面目を一新して隨て全國の首府たる東京の景氣も一方ならず商賣の繁昌、人口の増加、從前と比較の限りに非ず或は改正事業の如き其當時は百年の後を案じて規模を定めたる積りなりしならんなれども今日は實際の必要にして一日も等閑に付す可らず近來市内鐵道又は電氣鐵道敷設の談あり一般の便利の爲めに是非とも欠く可らざるの計畫なれども目下の如き狹隘不規則の市街にては其計畫も容易に行はるゝを得ず堪へ難き次第ならずや何故に其事業が斯くまでに捗取らざるやと云ふに其捗取らざるも道理なれ目下の有樣にては東京の市民は改正の事業を蛇蝎視して成る可く其線路に當るを恐れ只管之れを避けんとする其次第は改正の爲めに買上る地面の代價は甚だ安くして普通の相場以下に買上を命じ持主の不服に拘はらず種々樣々の談判を試みて遂に執行するの常なるが故に市民は恰も之を一種の災難と思ひ現に土地を賣らんとするにも改正線路の場所とあれば望人甚だ少なくして持餘ます有樣なりと云ふ市區改正は公共の爲めにして一私人の利害を顧みる可らずなど云はんかなれども斯る大事業に一般の人に損失を掛けながら巧に目的を達せんとす到底出來ざる相談にして事業の捗取らざるも自から謂れなきに非ざるなり彼のナポレオンが巴里の市區改正を行ひたる時の如き非常の高價を以て土地家屋を買上げたるが故に市民は喜んで其改正を迎へ只その後にせられんことを畏れたるの有樣なりしかば容易に功を奏して今日の如き美麗壯大の市街を見るに至りしものなりと云ふ豪傑の事業は自から別にして例とす可らざるに似たれども日本帝國の首府を改造して千百年の基を定むるは素より大事業にして區々たる錢を愛しみ多數の人に迷惑を掛け其事を蛇蝎視せしむる如き始末にては迚も好結果を望む可きに非ざれば一般の便利の爲めに速に事の實を擧げんとするには大に奮發して錢を愛しまず買上の代價は實際の價よりも高くして持主を利せしめ從來改正を蛇蝎視して只管避けんとしたる其反對に自から進んで新線路に當るを希望するに至らしむること肝要なれ或は斯くの如するときは市民全體に負擔する費用を以て少數者を利するものなりなど云はんかなれども其これを利するものは恰も富籤に當ると同樣にして何人の利に歸するや知る可らざるのみならず其金は矢張り市民の中に落つることなれば公共の眼より見て別に不平はある可らず況んや改正の事業は一般の便利の爲めにして一日延引すれば一日の損を増すことなれば一時に奮發して成功を急ぐこそ得策なる可し而していよ〳〵實行の曉には今日の如き年々僅に數萬圓の費用にては迚も覺束なきことなれば更らに公債を募るか又は他に收入の方法を案じて大に支出するは勿論、全體改正の事は單に東京市民の爲めのみならず日本の首府たるに恥づかしからぬ壯觀を呈せしむるの一事も目的の重なるものなれば國庫補助金の増額を請求して差支はある可らず或は清國より領收する償金の一部を其費用に支出するが如きも適當の處置にして異議はなかる可し兎に角に此際大に金を投じて成功の期を速にせんこと我輩の希望に堪へざる所なり

○閔氏の入閣と國王の還御

●閔氏に對する日本人の解釋●

閔泳駿特赦されて直ちに入閣す可しとの噂あり既に其役割までも度支部大臣と内定したるが如く風説せしに其後時日を經過せしこと少なからざるにも拘はらず今尚は閔氏入閣の報に接せざるは世人の等しく疑を抱く所ならんなれども朝鮮政海の實情を探究すれば閔泳駿入閣の事、未だ容易に運ばざる所以を知る可し抑も閔泳駿、閔炯植の二人が更に前科を數へられて流十年の刑に處せられたるは去る二月十一日事變後間もなき頃にして李範晋が金宏集の内閣を倒して自ら政權を掌握したる時なり當時内外人特に京城在留の日本人は二月十一日の事變を以て暗に閔氏の爲す所と信じ李範晋を以て閔泳駿の手下なりと心得、範晋の背後なる黒幕には泳駿あり程なく朝鮮の天下は閔氏の天下と爲る可しと信じたり然るに彼の李範晋、國王を露國公使館に誘ひ參らせ政權を己が一身に握てより彼と同腹の黒幕と信ぜられたる泳駿、炯植を捕て之を流罪に處したり京城在留の日本人等には事、頗る意想外なりしが忽ち又説を爲して曰く是れ世間の嫌疑を避くる爲めの一時の僞策なれば間もなく彼の二人は赦されて入城し案の如く要職に就くに至る可しと、二閔の流刑に對して斯の如く解釋を下し居たる處に韓頃案に違はず二閔特赦せられたれば愈々其解釋を以て事實の當を得たりと信じ既に特赦せられたる上は必ず入閣すべし入閣したる上は泳駿度支部大臣たるべしと先の先まで想像し擬ては内定したるが如く取沙汰するに至りたる次第なり

●閔泳駿と李範晋の關係●

京城在留日本人の解釋想像は斯の如くなるにも拘はらず事實は之に反して閔泳駿と李範晋との關係は毫も以上の如く親密なるにあらず隨て二月十一日の事變に閔泳駿の干繋したる形迹は陰にも陽にも之なきのみならず閔氏は却て國王の外國公使館に在るを不可としたり左れば閔氏は李範晋と一心同體の黒幕にあらずして寧ろ範晋の忌憚する敵人なりしなり當時金宏集の内閣既に倒れて國事を委すべきもの獨り閔氏あるのみ且つ國王の閔泳駿を信ずること頗る厚ければ彼れ李範晋、竊に謂へらく我れ既に金宏集の内閣を倒し其巨魁を刑したれども閔泳駿を放ち置きては彼れ代て政權を握るやも知れず斯くては犬骨折て鷹に功名を奪はるゝものなり甚だ烏乎がましさの至りなれば我れ長く政柄を握らんとするには何がな罪名を設けて泳駿、炯植の徒を束縛せざる可からずと是に於て些細の事より有られもなき罪名を附して彼の二人を流刑に處したり二閔の流罪は斯の如く、決して李範晋が閔氏と結託の迹を晦ます爲めの策略にあらずして全く閔氏を猜忌畏憚せる卑陋怯懦の心より出でしものなりといふ其次第は尚は次條に明かなり

●二閔特赦の由來●

二閔罪を得て流刑に處せられたるより日頃閔氏と密接の關係ある輩下は自然新政府に用ひられずして多く日陰の位地に陷りたり就中其最なるものを安駉壽とす然れども安駉壽は韓人中有數の策略家にして剰さへ野心鬱勃たるものなり如何にしても其現状に甘んずべき筈なし彼は即ち幾多の閔派と相謀りて種々閔勢回復策を講じ先づ其第一着手として二閔贖罪の法を研究し嘗て其方法手段を具して竊に閔泳駿に告げ其承諾を求めんとしたりしに閔泳駿は我身に覺えたる罪なければ我より贖罪すべき謂れなしとて其相談を斥けたりしかば安駉壽等は其意外なる答に落膽しながらも更に別の方法を案出して今度は閔泳駿に相談せず諸方に周旋運動、一方ならざる苦計を運らして漸く李範晋を説き國王を説き僅に二閔の特赦を見るに至りたるも此事たる元と閔泳駿の自ら知らざる所なりと云へり

●閔氏入閣の機●

世間、閔泳駿、閔炯植の特赦を以て直ちに閔氏入閣の機なりと想像し今にも其入閣を見るべしと待設くるものあれども是れ即ち前に述べたる先入的誤想より爾か思ふものにして二閔特赦は單に閔氏入閣に進むまでの一權術たるに過ぎず李範晋が已を枉げて二閔を赦したるは前後已むを得ざるに出でたるのみ決して自動的に已が心底より之を赦したるにあらざれば隨て二閔を畏憚するの情は依然として其胸中に存するなる可し既に之を畏憚する心情の存する以上は其入閣を嫌ふべきは勿論にして、周圍の人心早く已に背離しながらも尚は隱然勢力を逞うする李範晋が閔氏の回勢を好まずとあれば其入閣談の未だ容易に纏まらざるべきは又素より言ふ迄もなき事なり既に閔勢回復策の第一歩を進取したる安駉壽等の今後に處する困難は即ち此所にして又幾多の苦心と艱難の存する所なる可し左れば閔泳駿入閣の機は李範晋が再び前後已むを得ざる場合に迫まられ心ならずも其入閣を承認し以て國王の裁可を得たる時ならざる可からず而して其時の來る果して何時頃なるべきかは今日に於て豫じ

●國王還宮の●

朝鮮國王の還宮は中外人の
に遷幸せられてより既に半
の模樣見えざるは國王自ら
ると雖も抑も又李範晋が己
とを恐れて左右より國王を
ず然るに韓人等も今は凡て
せざるものなく一旦平定し
も今は從來の日本人排斥、
宮の一條を其主義綱領の目
動せりと云ふ彼等暴徒の目
を擅にせんと欲するに過ぎ
が如何に一般人心に熱望せ
可し而して當に地方民のみ
も今や悉く還宮を希望し
と甚しく表面は兎も角も裏
居るもの絶えて一人もなき
宮は範晋の最も厭ふ所、即
ば其全力を擧げて拒止する
目下國王の嬖妃と心を合せ
ゝありといふ然るに一方に
て政權を握らしめんとする
するの一人なり左れば彼れ
宮の事を實行せんと力むる
實行せんとせば勢、李範晋
時に至て範晋勝つか、泳駿
泳駿範晋に勝ちたるの時な
氏入閣の容易ならざるより
二閔の特赦は閔勢回復策の
其第二歩、

●閔氏と日本の利害●

國王の還宮は則
王妃歿して閔氏の勢力舊の
が國外の關係諸國に及ぼす
ふを欲せずと雖も世間往々
じ隨て其入閣を以て我邦に
れ畢竟日清戰爭以前の閔惠
を知らざるの致す所、否な
以て全く李範晋の黒幕と誤
李の關係と今後の成行を默
利にあらざる事は自ら明瞭

○王妃の喪禮及

此程朝鮮の某貴紳より義和
曰く王妃の喪禮は國王陛下
得ず左れど一日も早く執行
一般の切望する所なるを以
禮を行ふこととして是非と
との議頻りに行はるゝ近頃暴
擾の警報あり變亂常に絶ゆ
へずと蓋し王妃の喪禮は最
二月を以て行ふ營なれども
宮を望むに切なるより喪禮
欲するものならんと云ふ

○李範晋の財政困難

損して百事日に非なるの窮
其最も困難を感ずるは自家
り彼は二月十一日の事變以